

《関係法令》法第 28 条、一般則第 73 条、75 条、液石則第 71、73 条

1 説明

特定高圧ガス消費者は、事業者ごとに、特定高圧ガス取扱主任者を選任しなければなりません。

2 選任要件

- ・ 特定高圧ガスの製造又は消費（特定高圧ガスの消費者の消費に限る。）に関し 1 年以上の経験を有する者
- ・ 学校教育法による大学等において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者
- ・ 高圧ガス保安協会が行う講習の課程を修了した者
- ・ 学校教育法による高等学校等において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定高圧ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者
- ・ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者
- ・（一般則のみ）第一種販売主任者免状の交付を受けている者

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 様式及び添付書類

様式 一般則・・・様式第 3 6、液石則・・・様式第 3 5

○ 添付書類例

- ・ 製造保安責任者免状、第一種販売主任者免状、講習の写し（解任の場合は添付不要）

5 手数料

なし。

6 記入例

「別紙 記入例」のとおり。